

## 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金規程

一般財団法人福井県建築住宅センター

改正 (い) 平成26年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人福井県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務の料金について、必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 業務規程第12条に規程する技術的審査業務の料金は、申請一件につき、次に掲げる額とする。(金額は消費税を含む。)

一戸建て住宅の技術的審査料金 (い)			単位：円
種別	床面積の合計	技術的審査料金	備考
一戸建て住宅	200㎡未満	41,000	確認申請と同時の場合 1,000円減額
	200㎡以上	51,000	
住宅型式性能 認定の住宅	200㎡未満	26,500	
	200㎡以上	37,000	
型式住宅部分等 製造者認証の住宅	200㎡未満	26,500	
	200㎡以上	37,000	

(1) 適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査料金  
当初の料金の2分の1の額

2 設計住宅性能評価と同時申請の場合の料金  
1件 6,000円

3 構造計算書添付の場合の技術的審査料金  
15,000円を加算する。

4 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合の技術的審査料金  
別途料金を加算する。

5 センターは状況により、料金を適時改定することができる。

(その他)

第3条 その他特別な事由により上記料金表に寄らない場合は、別途センターと協議して定める額とする。

(附則)

この規程は、平成23年11月22日より施行する。